

都市計画税率の見直しについて

都市計画税率を、平成30年度課税分から従来の0.3%に戻す議案を提案させて頂く予定です

1 都市計画税とは？

都市計画税とは、都市計画道路、公園、下水道事業等の都市計画事業に必要な費用の一部を負担して頂くことを目的とした目的税で、市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税する市の税金です。

2 現行税率について

現行の税率は、平成7年6月定例会において都市計画税の税率引き下げを求める請願（2件）が採択され、同年9月定例会における和光市都市計画税条例の改正により平成8年度から税率が0.3%から0.2%に引き下げられました。

当時の引き下げ理由は、都市計画事業の進捗状況及び近隣市の都市計画税の適用税率等を勘案するとともに、納税者の重税感を緩和するため。

⇒ 現行の都市計画税率は、減税している状況にあるといえます。

3 都市計画税の税率はどうあるべきか？

都市計画税の税率については、都市計画事業の経費に充てるための目的税であることから、一般財源の状況並びに国庫補助金、地方債及び受益者負担という各般の財源の状況を見合わせながら、市民にどの程度の負担を求めていくのかということで決定されるべきものです。

都市計画税の税率を引き下げた当時と比較して、ここ十数年の都市計画事業に対する財政需要は高まっています。その財源には、都市計画税を充当しているものの、不足する部分については一般財源の他、市債の発行や基金繰入で補っています。（資料1参照）

⇒ 都市計画事業に見合った都市計画税率のあり方について検討する必要があります。（資料2参照）

4 本市の財政状況は？

社会保障関係経費に充当している一般財源が、10年前（平成18年度）と比較して大幅に増加（約12億4千万円）しており、今後も増加傾向は続くものと予測しています。

都市計画事業の財源として、一般財源等をこれまでの水準で充当していくことは大変難しい状況となっています。

⇒ 都市計画事業をこれまでの水準で実施していくことが難しくなっています。（資料3参照）

5 なぜ都市計画税率を見直さなければならないのか？

高齢者・障がい者・子ども等が安心して暮らせ、災害に強いまちづくりを停滞させることは、本市の将来に大きな問題を残す可能性が高く、必要な都市計画事業については着実に推進していくことが市の責務であると考えています。

現行の住民サービス水準を維持しつつ、都市計画事業を推進していくためには？

⇒ 都市計画税率を従来の0.3%に戻すことで財政基盤の強化を図り、本市の将来を見据えた都市計画事業を着実に推進していきます。（資料4参照）